

介護人材確保に向けた総合的な対策の推進に関する提言

〔要点〕

1 100万人介護職員確保・育成プランの策定

- ・ 国の責任において、介護職員の具体的かつ計画的な確保・育成プランを早急に策定すべき。
- ・ その際、以下のような対策を講じてプランの実効性を確保すべき。

(1) 新規参入・定着の促進と潜在的な人材の掘り起こし

- ・ 新規学卒者、他産業からの転職者などの介護業界への新規参入・定着や有資格者の再就業等を促進すべき。

(2) 介護従事者のすそ野の拡大

- ・ 地域包括ケアシステム実現のため、介護予防や生活支援において、地域の多様な主体の参加を促進すべき。

2 介護職員の処遇及び労働環境の改善

- ・ 介護職員の給与改善やキャリアパスの確立などにより介護職員の処遇改善や社会的評価の向上を図るべき。
- ・ また、介護サービスの質の向上や介護職員の負担軽減のため、介護ロボット等の利用を介護保険の適用対象とすることや労働条件の公表などにより、労働環境を改善すべき。

3 抜本的な対策の推進

- ・ 制度や事業等の改善を図るとともに、地域の実情に応じ、施策に必要な予算措置を講じて計画的に実行すべき。
- ・ 都市部等での深刻な介護職員不足に対する外国人介護福祉士の活用も視野に入れ、抜本的な対策を早急に打ち出すべき。
- ・ 外国人人材の受入れについては、短期的な労働力確保ではなく、様々な課題について十分議論し、受入から育成、継続的な就業に繋がる一貫した制度とすべき。